

## 小松島市入札・契約情報公表要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条、第8条及び第9条に規定する小松島市の発注する建設工事に係る入札契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

### (発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 担当者は、毎年度4月1日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）（以下「工事」という。）に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を記載した建設工事発注一覧表（様式例1）により公表するものとする。

- (1) 工事の名称，工事箇所，工期，種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては，契約を締結する時期）

2 担当者は，7月，10月，1月を目途に公表した事項を見直し，当該事項に変更がある場合には，変更後の当該事項についても，同様に公表するものとする。

3 前2項の規定により公表した事項については，当該年度の3月31日まで公表するものとする。

### (入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 契約担当者は，次に掲げる事項を定め，又は作成したときは，遅滞なく，当該事項を公表するものとする。これを変更したときも同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札及び自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿及び格付け点数，格付け順位
- (2) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 契約担当者は，指名競争入札を行うときは，指名通知後，当該工事ごとに遅滞なく，次に掲げる事項を記載した入札情報（様式例2）により，原則として，次の事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称，工事箇所
- (2) 予定工期
- (3) 開札予定日時
- (4) 設計金額

(5) その他

3 契約担当者は、一般競争入札を行うときは、当該工事ごとに遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札公告等により、原則として、次の事項を公表するものとする。

(1) 工事の名称，工事箇所

(2) 施工期間

(3) 開札予定日時

(4) 設計金額

(5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(6) その他

4 契約担当者は、競争入札を行ったときは、落札者決定後、当該工事ごとに遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札結果表（様式例3-1，様式例3-2）及び選定過程表（様式例4-1，様式例4-2，様式例4-3）等により当該事項を公表するものとする。

(1) 工事の名称，路線名等，工事箇所

(2) 開札日時

(3) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額

(4) 指名競争入札におけるその者を指名した理由

(5) 一般競争入札に参加しようとした者のうち、当該入札に参加させなかった業者名及びその理由

(6) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(7) 予定価格

(8) 調査基準価格

(9) 最低制限価格

(10) 失格基準価格

(11) ランダム係数

(12) 最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とした場合のその理由

(13) 最低制限価格を設け、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した業者名

(14) 総合評価落札方式を実施した場合におけるその実施理由、落札者決定基準及び落札理由

5 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに遅滞なく、次に掲げる事項を記載した契約結果表（様式例5-1，様式例5-2）により当該事項を公表するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 工事の名称，路線名等，工事箇所，種別及び概要

(3) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(4) 契約金額

(5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

6 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに契約締結日から原則1か月後に、次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料

(2) 前号に付随する資料

7 契約担当者は、前項の工事について契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を契約結果表により当該事項を公表するものとする。

8 前4項の規定により公表した事項については、当該年度の翌年度末（3月31日）まで、公表するものとする。

(建設工事入札参加資格停止業者の公表)

第4条 契約担当者は、小松島市建設業者等指名停止等措置要綱（令和6年6月1日）第2条に基づく入札参加資格停止を行ったときは、様式例6により当該情報を公表するものとする。

(閲覧所の設置及び公表の方法)

第5条 前3条に規定する書類の公表は、閲覧所を設けて簿冊を閲覧に供する方法又はインターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。

(委託業務での適用範囲)

第6条 工事に係る委託業務等（測量、調査、設計、維持管理業務等）に関しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定により、作成された発注関係事務の運用に関する指針に基づき、工事に準じて適切に公表を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。